













28	R5. 1. 6	R5. 1. 16	○（荒川区○丁目○番○号）に係る消防用設備等設置届出書（昭和56年2月12日第33号）の平面図	4	1													住宅部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 住宅及び共同住宅の共用部は、公にすることにより建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課
29	R5. 1. 10	R5. 1. 16	○（新宿区○丁目○番○号）に係る 1 消防用設備等設置届出書（昭和63年2月13日第2197号）一式 2 消防用設備等着工届出書（昭和62年7月6日第3022号）一式	23	1													設計者氏名、消防設備氏名及び住所等は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当する。 届出者及び承認者等の印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する。 住宅部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 住宅及び共同住宅の共用部は、公にすることにより建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課
30	R5. 1. 12	R5. 1. 16	○（千代田区○丁目○番○号）に係る消防用設備等設置届出書（平成2年2月20日第187号）	11	1														東京消防庁 予防部予防課
31	R4. 12. 1	R5. 1. 17	火災調査書類（令和4年9月28日4立予第566号）のうち、以下の書類 1 火災調査書（別記様式第15号及び別記様式第15号の2） 2 出火原因判定書（別記様式第16号及び別記様式第26号） 3 現場見分調書（1）の文書ページ（別記様式第18号及び別記様式第26号）	10	1													（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （6号）公にすることにより、関係機関の業務に影響を与え、当庁と当該機関との信頼関係が損なわれ、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるため。	東京消防庁 予防部調査課











59	R5. 1. 20	R5. 1. 30	○（杉並区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用開始届出書（平成27年11月24日第27号）のかがみ、平面図及び天井伏せ図	3	1														平面図の一部は、公にすることにより建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課
60	R5. 1. 20	R5. 1. 30	○（墨田区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（平成5年4月19日第254号）	9	1						1								住宅部分及び収容人員等は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 住宅及び住宅の共用部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課
61	R5. 1. 24	R5. 1. 30	○（東京都台東区○丁目○番○号）に係る立入検査結果通知書（令和2年9月11日交付、実施部分「○」）	2	1															東京消防庁 予防部査察課
62	R5. 1. 27	R5. 1. 30	○（東京都文京区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年10月18日4小予（報）第84号）	18	1															東京消防庁 予防部査察課
63	R4. 12. 25	R5. 1. 31	○（文京区○丁目○番○号）に係る 1 建築同意書類調査書（同意、昭和52年12月8日（同）第237号） 2 建築同意書類調査書（同意、昭和53年2月25日（同）第40号） 3 防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和54年5月21日第277号）	150	1						1								代理者氏名及び決定関与者印影等は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当する。 居室番号等は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益侵害を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 劇場及び共同住宅の共用部は、公にすることにより、建物内部への侵入による犯罪の実行を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課
64	R4. 12. 25	R5. 1. 31	○（文京区○丁目○番○号）に係る耐震補強について、消防署が協議した議事録															1	消防署において作成等の事実がなく、存在しない。	東京消防庁 予防部予防課